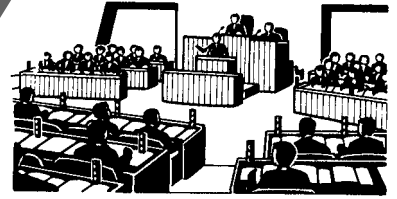


議会だより

編集：議会だより編集委員会



専決処分承認を求めること についてなど13議案を審議

平成24年第2回朝霞市議会定例会は、6月5日から6月26日までの22日間の会期で開かれました。

この定例会では、市長から13議案が提出され、慎重に審議した結果、すべての議案を可決・承認・同意しました。

また、議員提出議案が1件提出され、原案のとおり可決しました。

議案の件名と要旨は、次のとおりです。

▽専決処分の承認を求めることについて（朝霞地区一部事務組合で共同処理する事務の変更及び規約変更）

関係法令の改正に伴い、朝霞地区一部事務組合が共同処理する事務の変更および規約変更について専決処分をしたため、その承認を求めものです。

承認（全会一致）

▽専決処分の承認を求めることについて（朝霞市税条例の一部を改正する条例）

地方税法等の改正に伴い、市税条例の一部改正について専決処分をしたため、その承認を求めものです。

承認（賛成多数）

▽専決処分の承認を求めることについて（朝霞市都市計画条例の一部を改正する条例）

地方税法等の改正に伴い、都市計画条例の一部改正について専決処分をしたため、その承認を求めものです。

承認（賛成多数）

▽専決処分の承認を求めることについて（朝霞市国民健康保険条例の一部を改正する条例）

地方税法等の改正に伴い、国民健康保険条例の一部改正について専決処分をしたため、その承認を求めものです。

承認（全会一致）

平成24年度朝霞市一般会計補正予算（第1号）

補正額は4億3422万4千円の増額で、予算総額は354億3422万4千円となりました。

歳入の主なものは、保育所緊急整備事業補助金のほか、健康長寿埼玉モデル都市強化事業費補助金を計上し、繰入金は、財政調整基金繰入金を増額しています。市債は社会福祉法人立保育園整備費補助事業債を計上しています。

歳出の主なものは、社会福祉法人が新設する認可保育園に対する、社会福祉法人立保育園整備事業補助金、健康長寿埼玉モデル都市の選定を受け、運動機能や認知機能の低下防止の取り組みを団地全体で行う事業など3つの事業で構成する「彩夏ちゃん健康長寿プロジェクト事業」を実施するための経費、国家公務員宿舍建設計画の中止を受けた基地跡地内約3ヘクタールの土地の暫定利用のための整備に要する経費を増額しています。

原案可決（賛成多数）

▽出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

外国人登録法が廃止され、外国人住民が住民基本台帳法の適用対象とされることから、関係条例について所要の改正を行うものです。

原案可決（賛成多数）

▽公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

財団法人朝霞市施設管理公社が平成24年4月1日から公益財団法人朝霞市文化・スポーツ振興公社に名称変更したことに伴い、所要の改正を行うものです。

原案可決（全会一致）

▽朝霞市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例

外国人住民が住民基本台帳法の適用対象になることに伴い引用条文等の整理を行うものです。

原案可決（全会一致）

▽固定資産評価審査委員会委員選任に関する同意を求めることについて

次の方を、新たに委員に選任することに同意を求めるものです。

上野光男さん

同意（全会一致）

▽人権擁護委員候補者の推薦に関する意見を求めることについて

任期満了となる次の方々を、再び委員に推薦することに議会の意見を求めるものです

細田 優さん

佐藤秀弘さん

要害映子さん

原案可決（全会一致）

▽埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

住民基本台帳法の一部改正および外国人登録法の廃止に伴い、規約を変更することについて協議するため、地方自治法の規定により提出するものです。

原案可決（賛成多数）

※掲載内容は第2回定例会時点でのものです。制度改正等の具体的な内容については、担当課にお問い合わせください。

第2回定例会の一般質問等の内容は、広報あさか8月15日号の議会だよりに掲載します。

議案審議

認可保育所の増設と保育計画の策定

○黒川滋議員 新たに民間保育所を3か所増設する内容の補正予算は、朝霞市の待機児童の多さや、緊急的に国や県の補助が行われることもあり、必要な対応です。しかし「あさか子どもプラン」を上回る保育所整備について、一部の市民には財政について不安を持たれ、そのことが待機児童解消の障害になりかねません。

長期的な人口予測や共働きの家庭の比率の変化を踏まえ、早急に長期的な保育所の需給計画をまとめ、市民、全庁で共有するべきではないでしょうか。

○福祉部長 長期的な保育需要の見込みについては、次世

代育成支援行動計画、あさか子どもプランを策定する際に、5年間というスパンですが、目標値を設定するための基礎データとして保育需要の推計を行っております。この5年間を上回る長期的な計画の策定については、保育需要を推計する上では、未就学児童数、保育所の入所児童数、幼稚園の通園児童、さらに年齢別将来人口のほか、出生率や女性の就業率などの基礎データを参考にする必要がありますと考えています。また、全国的に少子化が進んでいる中、本市の就学前児童数の推移を見ますと、ここ数年横ばいの状態が続き、保育園の入園申込者数は年々増え続けている状況であることから、長期的な保育需要を推計することは難しい状況ですが、検討課題とさせていただきます。



朝霞市の保育料の最高額が近隣3市より低い理由について

○小山香議員 朝霞市の保育料の最高額と、近隣3市との間では、朝霞市の方が低いようですが、これは他市との差別化の政策のセールスポイントとして、保育料の上限を抑えているのか、それとも何らかの事情でこうなったのか、市長の考えを教えてください。

○市長 近隣3市の保育料ですが、朝霞市の保育料は最高額が0歳児から2歳児までが4万7880円、3歳児が2万3610円、4歳児以上が2万5000円です。和光市は0歳児から2歳児までが6万2千円、3歳児が2万8300円、4歳児以上が2万3800円。志木市は、0歳児から2歳児までが6万4千円、3歳児が3万6千円、4歳児以上が3万1千円です。新座市は、0歳児から2歳児までが6万6千円、3歳児が3万6千円、4歳児以上が3万1千円ということで、朝霞市は保育料が非常に安いということとは、お分かりだと思えます。ただ、待機されている方々

は、所得の多い方が待機されているわけでもなく、むしろ所得の少ない方のほうが多いわけですので、保育料により他市との差別化を図ることは、今のところは考えていません。また、今後の保育料については、現状がいいのかどうかということを検討しなくてはいけないと思います。

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

○神谷大輔議員 第171回の国会で成立した法律で、現行の外国人登録制度が廃止され、法務大臣が適法に在留する外国人に対して、空港等で在留カードを発行されるようですが、今までは、日本の国籍を有していなければならなかった住民基本台帳法が改正され、適用対象に加えられることについてと国民健康保険に加入できる滞在資格が変わることについてどのようなものか

伺います。

○**市民環境部長** この改正は、外国人住民の利便性の向上や行政の合理化を目的とするもので、具体的には、日本人と外国人で構成されている世帯の住民票を取得する際、今後は住民票に外国人住民の方も記載されるため、1通で済むようになります。また、在留資格や在留期間の変更は、今後は入国管理局へ届け出ることで法務局から市町村へ通知が来るため、一元的な管理が可能となります。さらに、外国人の異動の届け出は総合窓口課に加え、今後は支所や出張所でも取り扱うことができると、外国人住民の利便性の向上が図られることとなります。

外国人登録法が廃止され住民基本台帳制度に変わったことから、行政サービスから締め出されないように求めます

○**山口公悦議員** 外国人登録法が廃止され、新たな在留管理制度と外国人住民基本台帳制度に再編されます。プライバシー権や人権侵害にもなっていることから、この制度に反対します。今度の制度の移行で住民基本台帳から除外される方がいます。医療や社会保障など市の行政サービスから締め出される恐れも生まれます。市長にお伺いいたします。法の改正によって、住民基本台帳に移行できない人や住民基本台帳の対象とならない人の人権侵害とならないよう留意すべきと思いますが見解をお願いします。

○**市長** 今回の改正により住民基本台帳に移行できない方あるいは住民登録ができない短期滞在者への対応ですが、昨年11月の総務省通知によりますと、今回の住民基本台帳法の改正によって、行政サービスの範囲が変更されるもの

ではないという見解が示されています。

したがって、私としても、本市に居住の実態が確認できれば、法の制約もありますが、個々の状況をよく把握して、できる限り行政サービスの提供を行う必要があると思っています。

**議員提出議案
1件を審議**

これは議員から提出された議案で、原案のとおり可決されました。

なお、可決した意見書については、内閣総理大臣をはじめ、関係行政庁に提出しました。

議案の件名と要旨は、次のとおりです。

**▽都市再生機構賃貸住宅を公
共住宅として継続し、居住者
の居住の安定を求める意見書**

野田内閣は平成24年1月20日の閣議で、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」を決定しました。この中で、約77万戸の賃貸住宅を経営・管理する都市再生機構については「居住者の居住の安定の維持等の必要性を十分踏まえ、国民負担が増加し

ないよう留意しつつ、会社化の可能な部分について全額政府出資の特殊会社化を検討し、平成24年夏までに結論を得る」としています。

この閣議決定の直前に行政刷新会議で決定された「独立行政法人の制度・組織の見直しについて」では、都市再生機構を特殊会社化すること、「特殊会社化に当たっては、本法人の住宅の居住者の居住の安定を維持する必要があるため、これを踏まえた移行プロセスを検討する必要がある」としています。

都市再生機構の経営・管理主体は、日本住宅公団として出発し、平成16年から独立行政法人都市再生機構となつていますが、半世紀以上にわたって蓄積されてきたかけがえのない公共住宅となっています。

団地には、居住者による自治会活動が充実して良好なコミュニティが形成されています。また、住民は防災活動にも積極的に取り組み、団地は地域の防災拠点の役割も果たしています。さらに、高齢者世帯の定住の場であるとともに、次世代を担う子育て世帯にとっても安心・安定の居住

の場となっています。よって、本市議会は政府に対し、下記の項目について強く要望するものです。

記

- 1 都市再生機構賃貸住宅は、公共住宅として本市の住宅政策を初め、まちづくり、防災計画等重要な役割を担っているため、特殊会社化することなく、政府が直接関与する公共住宅として継続すること。
- 2 都市再生機構が「住宅セーフティネット」として位置付けられていること及びこれまでの国会附帯決議等を十分踏まえて、居住者の居住の安定策を推進すること。
- 3 公共住宅の役割を明確にするともに、民間・公共住宅の別なく最低限度の居住保障に関する住宅政策を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

※この意見書の送付先
内閣総理大臣・行政改革担当大臣・国土交通大臣



* 地方自治法第99条…普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。



請願審議

一採 択一

▽市道5号線(泉水坂)の安全確保の実施を求める請願
(請願者)

細野 昭子さん

▽県道保谷志木線「泉水3丁目交差点開発」に伴う歩道設置の請願
(請願者)

細野 昭子さん

▽都市再生機構賃貸住宅を公共住宅として継続し、居住者の居住の安定を求める意見書提出を求める請願書
(請願者)

コンフォール東朝霞自治会

会長 海野 進さん

一継続 審査一

▽埼玉県立大学に医学部の新設を認めることを求める請願
(請願者)

医療生協さいたま朝霞支部
村田とき子さん

▽消費税増税の反対に関する請願
(請願者)

埼玉土建一般労働組合朝志和支部 支部長 田澤達好さん

ほか13団体

▽建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める請願書
(請願者)

埼玉土建一般労働組合朝志和支部 支部長 田澤達好さん

ほか1974人

▽「年金支給額の切り下げに反対する」請願
(請願者)

年金者組合朝霞支部

支部長 栗本 廣さん

ほか150名



◎委員長 ○副委員長

議会改革推進会議		
会長 利根川仁志		
副会長 大橋 正好		
議会活性化推進委員会	広報・広聴推進委員会	議会運営推進委員会
◎岡崎和広 ◎高橋勅幸 ◎松下昌代 ◎獅子倉千代子	◎野本一幸 ◎石原大輔 ◎山谷大香 ◎黒駒齊藤弘道	◎山口公悦 ◎福川鷹子 ◎本好子 ◎佐野昌夫 ◎山田田辺祐淳

議会改革推進会議を設置しました。

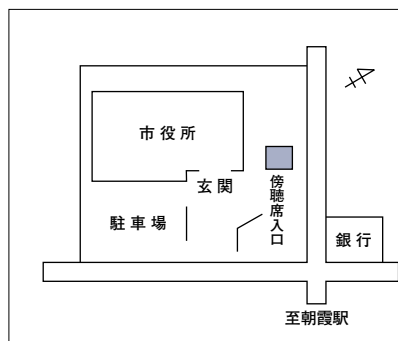
定例会最終日に全員協議会を開催し、議会改革を進めるため会長を利根川議長、副会長を大橋副議長とする議会改革推進会議を設置しました。
この推進会議は議会改革における検討項目(こと)に3つの委員会を置き、会長、副会長をのぞく22人の議員がそれぞれ委員会に所属します。
今後は、各委員会で議会改革に向けて検討をしていきます。

市議会を傍聴してみませんか



傍聴席 入口

傍聴席の入口は、市役所庁舎玄関に向かって右方向にあります。



次定例会の開会日は
8月30日(木)の予定です
※請願の提出は、8月23日(木)午後5時までにお願います